

身体拘束最少化に関する方針

当院は、患者さんの尊厳と人権を最優先とし、身体拘束の最少化に組織として取り組むことをここに宣言します。

身体拘束は原則として行わない医療行為と位置づけ、やむを得ない場合を除き実施しません。

【基本方針】

1. 身体拘束を前提としないケアを徹底します
2. 多職種で代替手段を検討し身体拘束の回避に努めます
3. やむを得ず実施する場合は、切迫性・非代替性・一時性の条件を満たす場合に限定します
4. 実施中は継続的に必要性を評価し速やかな解除に努めます
5. 患者さん・ご家族へ十分な説明を行います

【推進体制】

- 身体拘束最小化チームを設置し、定期的に検討・評価を行います
- 身体拘束の実施状況を把握し、院内で共有・改善を行います
- 全職員に対し、定期的な教育・研修を実施します

【適正運用】

- 身体拘束を行う場合は、医師の指示のもと実施し、記録を適切に残します
- 実施理由、時間、経過観察、解除に向けた検討内容を明確に記録します
- 定期的な見直しと監査を行い、継続的な改善に努めます

当院は、身体拘束に依存しない安全で質の高い医療の提供を目指し、全職員が一丸となって取り組んでまいります。

令和8年5月1日

大崎市民病院岩出山分院 院長 加藤 博孝
看護部長 佐藤 里美